

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の翌
日とする)

目次

◇告 示 県自然環境保全地域の指定(自然保護課)

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定(〃)

県自然環境保全地域の特別地区等の指定(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正(河川課)

◇教委告示

教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第千二百十四号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 県自然環境保全地域の名称

北村権現県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域の区域

八頭郡河原町大字北村字下笹原四九二一及び四九二二、字権現九

四三一、字権現向四九〇の一部、四九〇次三、四九一及び四九一一三

の各一部、四九一次三、四九一一四、四九一一五及び四九一一九

から四九一一二までの各一部、四九一一二から四九一一二七まで、

四九一一二八、四九一一三〇、四九一一三二及び四九一一三三の各一部

並びに四九一一三四から四九一一三七まで並びに字松谷ヨリ下笹原八九

二一一の一部、八九二一一〇三及び八九二一一〇四(面積三・〇ヘクタ

ール。次の図のとおりとする。)

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百十五号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり北村権現県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

北村権現県自然環境保全地域に関する保全計画

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、社叢^{そそう}を中心にアサダ、ヤブツバキ、シナノガキ等が自生するなど、自然性と特異性を有する群落的なまとまりを示しており、また、露岩と瀬の組合せによる優れた自然環境を呈する溪流もある。特に、アサダは、鳥取県では比較的まれな植物である。

このように、本地域は、貴重な植物の自生地であるので、その一部を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	北村権現特別地区
区域	八頭郡河原町大字北村字下笹原四九二一及び四九二二並びに字権現九四三一一
面積	一・八ヘクタール

三 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	二の特別地区の区域
伐採の方法及び限度	アサダ、ヤブツバキ及びシナノガキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、三〇パーセント以内の択伐により伐採できるものとする。

四 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類の位置	八頭郡河原町大字北村地内
新設	工種

鳥取県告示第千二百十六号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり、北村権現県自然環境保全地域内に特別地区を指定し、併せて当該地区に係る同条第三項に規定する木竹の伐採（同条第十項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を次のとおり指定する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別地区の名称

北村権現特別地区

二 特別地区の区域

八頭郡河原町大字北村字下笹原四九二一及び四九二二並びに字権現九四三一一（面積一・八ヘクタール。次の図のとおりとする。）

三 伐採の方法及び限度

アサダ、ヤブツバキ及びシナノガキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、三〇パーセント以内の択伐により伐採できるものとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百十七号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（金原第二）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業亀谷地区農道整備）を昭和六十三年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良

事業（落葉果樹産地整備事業長野地区農道整備）を昭和六十三年十二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十号

米子市が行う土地改良事業に係る吉谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十一号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区恩地工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字助沢字細谷八の六、八の七、八の九、八の一一、八
の一二、九の二、一〇の三から一〇の五まで、大字俣野字熊野山三二九
〇の一二から三二九〇の一六まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千二百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字上ミ川東山一二五五の一（次の図に示す部分に限
る。）、一二五五の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

学校法人東部学園

二 事業の種類

さくら幼稚園運動場新設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 鳥取市東今在家字上万田地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
鳥取市役所

鳥取県告示第千二百二十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年四月十九日 鳥取県指令受都計三十三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字袋河原字出晴及び字四号

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字渡一木二七七

河原町土地開発公社

理事長 遠藤善行

鳥取県告示第千二百二十六号

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第七号を次のように改める。

七 勝部川水系

名 称	区 間		下流端
	上	流 端	
藏内川	左岸 気高郡青谷町大字藏内字船山崎二二四番一 地先	右岸 同町同大字字川淵二二二番一地先	日置川へ の合流点
露谷川	左岸 気高郡青谷町大字露谷字久谷四六五番地先	右岸 同町同大字字横畑四六一番一地先	日置川へ の合流点
山田川	左岸 気高郡青谷町大字山田字一竹前二五番地先	右岸 同町同大字字坂前五八番の二地先	勝部川へ の合流点

第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 橋津川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
方 地 川	左岸 東伯郡東郷町大字方地字二ノ水越二八五番 二地先	舎人川へ
	右岸 同町同大字字一ノ水越二一〇番一地先	の合流点
小 鹿 谷 川	左岸 東伯郡東郷町大字小鹿谷字鷺田六〇八番地 先	東郷川へ
	右岸 同町同大字字八谷六一五番地先	の合流点
第十六号中牛飼川の項を次のように改める。		
牛 飼 川	左岸 東伯郡東伯町大字八橋字陳配坂ノ前三四五 九番地先	八橋川へ
	右岸 同町同大字字陳配坂三四六一番八地先	の合流点
第二十三号中甲川の項の次に三谷川の項として次のように加える。		
三 谷 川	左岸 西伯郡中山町羽田井字三谷九九七番地先	甲川への
	右岸 同町羽田井字三谷九九四番地先	合流点
第二十四号中くずくし川の項の次に後谷川の項として次のように加える。		
後 谷 川	左岸 西伯郡中山町高橋字山神ノ下九六七番地先	下市川へ
	右岸 同町高橋字朽端九六九番二地先	の合流点

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 昭和六十三年十二月二十二日(木)午後三時五十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 文化財の追加指定について
 - 2 その他